（教育職員免許法の一部改正）

第十五条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

別表第二第二欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦の」を「保健師の」に、「看護婦の」を「看護師の」に改める。

別表第六備考第二号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦の」を「看護師の」に改める。

（国立病院特別会計法の一部改正）

第十六条　国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「看護婦養成費」を「看護師養成費」に改める。

第十七条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条第一項中「看護婦養成」を「看護師養成」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第十七条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第八ハの備考中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第四号を次のように改める。

四　助産師業

第七十三条の四第一項第三号及び第三百四十八条第二項第九号中「看護婦、準看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

（離島振興法の一部改正）

第十九条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦の」を「保健師の」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第二十一条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第二十二条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二の二及び第五十四条の二の三第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第七十四条中「保健婦」を「保健師」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第二十四条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十条中「助産婦若しくは保健婦」を「助産師若しくは保健師」に改める。

第十一条第一項中「保健婦、助産婦」を「保健師、助産師」に改める。

第十六条第二項中「助産婦又は保健婦」を「助産師又は保健師」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第十七条第一項中「助産婦、保健婦」を「助産師、保健師」に改める。

第十九条第一項中「保健婦、助産婦」を「保健師、助産師」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号㈥イ(3)中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十六条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百二条の見出し中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同条第一項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「行なう准看護婦試験」を「行う准看護師試験」に改め、同条第二項中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に、「准看護婦の」を「准看護師の」に改め、同条第三項及び第四項中「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同条第五項中「第一項の規定により准看護婦試験」を「第一項の規定により准看護師試験」に、「受けた准看護婦」を「受けた准看護師」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二条第二項の規定による准看護婦の免許を受けている者は、前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二条第二項の規定による准看護師の免許を受けた者とみなす。

（老人保健法の一部改正）

第二十八条　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「保健婦」を「保健師」に改める。

第四十六条の五の二第一項、第四十六条の五の五及び第四十六条の五の六第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二十九条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦国家試験」を「保健師国家試験」に、「保健婦養成所」を「保健師養成所」に改める。

（看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第三十条　看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

看護師等の人材確保の促進に関する法律

目次中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第一条中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第二条第一項中「看護婦等」を「看護師等」に、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

「第二章　看護婦等の人材確保の促進」を「第二章　看護師等の人材確保の促進」に改める。

第三条第一項から第四項まで、第四条第一項、第二項及び第四項、第五条第一項、第六条（見出しを含む。）並びに第八条から第十条までの規定中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十一条の見出しを「（看護師等就業協力員）」に改め、同条第一項中「看護婦等の」を「看護師等の」に、「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改め、同条第二項中「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に改める。

第十二条の見出し中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条第一項及び第二項中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に改め、同条第三項中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に、「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条第四項及び第五項中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十五条第一号から第三号までの規定中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同条第四号中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に改め、同条第五号及び第七号中「看護婦等」を「看護師等」に改める。